

目 次

■国立市都市計画マスタープランにおける用語説明	資－ 2
【第2次改訂時資料】（平成30（2018）年6月）	
■国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版策定の経緯	資－ 10
■国立市都市計画マスタープラン改訂庁内検討会設置要綱	資－ 14
■国立市都市計画マスタープラン改訂庁内検討会 開催経過	資－ 16
■国立市都市計画審議会 開催経過	資－ 16
【改訂時資料】（平成23（2011）年2月）	
■国立市都市計画マスタープラン改訂版策定の経緯	資－ 17
【策定時資料】（平成15（2003）年2月）	
■国立市都市計画マスタープラン策定の経緯	資－ 18

■国立市都市計画マスタープランにおける用語説明

ア行

語句	説明
空家等対策の推進に関する特別措置法	全国的に適切な管理が行われていない空き家が増加傾向にあり、防災、衛生、景観等の面でさまざまな社会問題が生じていることを受け、空き家に対する対策を進めるために平成 27 (2015) 年 5 月に施行。
一時集合場所	地震直後に近隣住民が集合し、お互いの安否を確認したり情報収集などをする場所。ここで自治会ごとなどにまとまり避難所に避難する。
インフラ施設	インフラとは、Infrastructure の略。 社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
雨水管	分流式下水道において、敷地内に降った雨や道路の雨水側溝などに流れ出た雨水を川や海に流すための排水管。
NPO	Nonprofit Organization の略。 民間非営利組織の略。医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力、交流、人権、平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間非営利組織。
ECO ネット東京 62 (オール東京 62 市区町村共同事業)	温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業。
江戸街道	昭和初期に耕地整理により都市基盤整備された東・中・西地域と昭和 30 年代後半に土地区画整理事業により都市基盤整備された富士見台地域の間位置する道路。
オープンスペース	学校の校庭、公園や農地など、建物がなく、開けている空間。

カ行

語句	説明
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置するとされている。
概成道路	都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有するなどおおむね機能を満たしている道路。多摩地域の場合は、現況幅員が 8m 以上の道路を指す。
崖線	長くつながった「がけ状」の地形をいう。これらの崖線は、開発によって地形が改変されたところもあるものの、不連続ながら緑の帯が続き、市街地を緑で縁取る役割を果たし、また湧水も多く、貴重な景観資源となっている。
幹線道路	道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能もあわせもつもの。
涵養域	水田、畑地、草地、林地、水域など、地下水を染み込ませ、蓄えておける場所のこと。開発が進むと、地下水の量が減少するとともに、雨水が側溝や河川に一気に流れこみ、河川の氾濫や水害が増加する。

企業誘致促進条例	「市内で事業を営み、今後増設を行う事業所」、「これから立地を検討中の事業所」などを対象に、固定資産税等納税額に対し、最大 80 パーセント・最長 5 年間助成することなどを制度化している。
旧国立駅舎 (国立駅舎)	大正 15 (1926) 年に、当時の東京商科大学 (現在の一橋大学) を誘致して、学園都市としての国立大学町を整備した箱根土地株式会社 (現在の株式会社プリンスホテル) が建設し、鉄道省に寄付した建物。くにたちのまちのシンボルとして親しまれていたが、平成 18 (2006) 年に J R 中央線の高架化工事に伴い解体され、駅舎としての役目を終えた。市は、旧国立駅舎の解体を惜しむ多くの声を受け、旧国立駅舎をほぼ元あった場所に再築する事業を進め、平成 29 (2017) 年に用地取得、平成 30 (2018) 年に工事に着工し、平成 32 (2020) 年の完成をめざしている。
狭あい道路	幅員 4 m 未満の道路。消防、救急活動の妨げとなるばかりでなく、日常の交通や日照・通風など生活環境を含め、災害に強く安全で快適なまちにするために、その道路幅員の拡幅が望まれる道路。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置するとされている。
国立駅周辺まちづくり基本計画	国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示したもので、駅周辺のまちづくりに関わる個別具体の事業は、本計画を基本に関係機関等との協議を進めていき、その協議により基本設計、実施設計を実施していくことになる。(平成 21 (2009) 年 11 月策定)
国立市環境基本計画	行政、市民、事業者及び教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目的、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目指すものとして平成 25 (2013) 年 7 月策定した。
国立市公共施設等 総合管理計画	市が保有する公共施設等 (インフラ施設を含む。) の総合的管理の推進を目的に、平成 29 (2017) 年からの 50 年間を計画期間として、推進の基本方針や縮減目標値等について定めたもの。(平成 29 (2017) 年 3 月策定)
国立市総合基本計画 第 5 期基本構想	平成 28 (2016) 年から平成 39 (2027) 年までの 12 年間を見据えた中で、国立市が目指すべきまちづくりの目標やその達成に向けた基本的な施策等を明らかにした国立市の最上位計画。
国立市地域交通計画	誰もが安全で円滑に市内を移動するための交通 (地域交通) の基本方針を定めることを目的として策定した。計画では実施計画 (アクションプラン) を盛り込み、期間は平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 10 年間とし、今後は 10 年毎に見直すものとしている。
国立市都市景観形成基本計画	都市景観を守り、育て、創るための基本的な方向を明らかにすることを目的としている。
国立市都市景観形成重点地区	都市の景観形成上、都市の個性を創出するために、特に重要な地区。当該地区においては、都市景観の形成を進めるための計画 (重点地区景観形成計画) を定めることができる。 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第 26 条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建て住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第 15 条に基づき、市への届出が必要となっている。
国立市都市景観形成条例	景観形成における市民、事業者及び行政の役割を明らかにするとともに、景観形成を推進するための制度、組織等の市政における位置付けを明確にするための根拠となる条例。

国立市南部地域整備基本計画	南部地域を対象に、平成 26 (2014) 年度～35 (2023) 年度を計画期間として、目指すべき将来像やその実現に向けた個別具体のまちづくりの計画等を明示。(平成 26 (2014) 年 8 月策定)
国立市まちづくり条例	開発事業に関する手続き及び基準、市民が主体となって地区ごとのまちづくりのルールを定めるための仕組み等を規定したものであり、平成 28 (2016) 年 10 月 1 日から施行。
国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	平成 26 (2014) 年 12 月施行の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、各自治体が人口の現状を分析し、人口減少の克服と地域の活性化に向けて、今後、目指すべき方向性と人口の将来展望を示したものの。
国立市緑の基本計画	都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、平成 6 (1994) 年の法改正により従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、制度化された市町村の策定する計画。国立市では平成 15 (2003) 年に「国立市緑の基本計画」として策定された。
健康・医療・福祉のまちづくり	超高齢社会の到来に対応するため、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるとともに、助けが必要な高齢者に対しては、「地域包括ケアシステム」の構築とまちづくりとの連携等により、地域全体で生活を支えることができる社会の構築が必要である。 健康・医療・福祉の視点からの都市政策として、 ・住民の健康意識を高め、運動習慣を身に着ける。 ・コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る。 ・日常生活圏・徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する。 ・街歩きを促す歩行空間を形成する。 ・公共交通の利用環境を高める。(公共交通のネットワーク)などを進め、スピード感を持って取り組むことが強く求められている。
広域避難場所	震災等の発生に伴い、住民が避難することができる安全な場所。
公共公益機能	公共施設と公益施設の機能のこと。都市計画法では、公共施設は、道路、公園、下水道、緑地、広場などを規定している。公益施設とは、住民の生活のために必要なサービス施設を呼ぶことが多く、明確な定義はないが、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。
公共用地	官公庁施設用地(官公署、派出所、消防署など)、教育文化施設用地(幼稚園、小・中学校、高等学校、大学など)、厚生医療施設用地(診療所、保育園、高齢者福祉施設など)、供給処理施設用地(上・下水道施設、ごみ焼却施設など)が該当する。
耕地整理	耕地整理法(昭和 24 (1949) 年廃止)に基づき、農地の有効利用と収穫の増大を目的として、区画を整形化し、水路や道路の整備を図ることにより利用形態を近代化した事業。
交通不便地域	鉄道駅やバス停留所から原則として直線距離で 200m 以上離れているか、坂道や崖線などによりアクセスの悪い地域。
コミュニティ	一般的に地域共同体又は地域協同社会と訳される。行政の分野では、都市化の進展に伴う伝統的な地域共同体の消滅により発生したさまざまな問題を解決するために、新しい形の地域社会の形成を志向する際に使われる。都市計画の分野では、主として住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われることが多い。

コミュニティバス	交通不便地域等を運行する乗合交通手段の総称。交通不便地域の解消、高齢者、しょうがいしゃのモビリティの確保、環境負荷の軽減などを目的とする公共交通手段。一般に市区町村等の地方自治体が主体となって運行することが多い。
----------	--

サ行

語 句	説 明
産業誘導地域	企業立地を促進すべき地域。国立市では、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象としている。
J R 中央線連続立体交差事業	J R 中央線の三鷹駅～立川駅間において、連続立体交差事業により、踏切渋滞の解消、混雑緩和を図るため、平成 6 (1994) 年に都市計画決定され、平成 25 年度に完成した。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
自主防災組織	災害時の被害を最小限に抑えるために、町会等を中心に結成される地域住民による自主的な防災活動組織のこと。
施設緑地	都市公園法に基づいた都市公園と都市公園以外の公共施設緑地や民間施設緑地をいう。公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または、公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地とは、私有地であるが公園緑地に準じる機能を持つ施設。
シビックセンター	市役所や総合体育館などの市民生活を支えるための公共施設、又は公共施設などが集積する地域のこと。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。最近では、地方公共団体や農協等が市街地内に残された農地の活用を図りつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっている。
消防団	ふだんは自分の職業に就きながら、火災はもちろんのこと地震や風水害等の大規模災害時にも消防活動にあたる。また、災害時以外には火災の予防や住民に対する啓発など幅広い分野で活動し、地域の消防防災のリーダーとして重要な役割を果たしている。
人的環境圧	生物を死にまで至らせるような様々な環境条件のことを「環境圧」といい、環境ストレスと呼ぶこともある。環境圧は大きく 5 つに分類され、気象、土壌、流水によって起こるもの、同じ生物同士の関係から起きるもの、そして人の行為が原因となるものであり、この人による行為が原因となるものを人的環境圧という。
隅切り	交差点を形成する街区の隅角部を切除した部分。自動車、歩行者、自転車等の安全かつ円滑な通行の確保や快適な道路空間の形成に効果がある。

生産緑地	農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を資するために、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区。 買取の申出日から3ヶ月経過するまでに、当該自治体がい取り取るなどの所有権の移転（一般承継を除く。）が行われなかった時は、生産緑地の行為制限は解除される。
セットバック	ある基準の線よりも後退して建物等を建てること。例えば、外壁が道路境界から後退しているもの、または、建築物の高層階の外壁面が低層階の外壁面より後退して設けられ、建物全体が段状になっているようなもの。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置するとされている。
総合防災計画	地震の被害軽減対策や応急復旧、復興の体制などについてまとめた計画。風水害や大規模事故、健康危機応急対策なども含まれている。

タ行

語 句	説 明
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域であり、病院や大学、延床面積500㎡までの一定の店舗等が建築できる。
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域であり、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小・中学校等が建築できる。
地域拠点	生活や産業の基盤となり、地域住民の日々の暮らしに密着した商業・サービス等を支える。谷保駅、矢川駅周辺を位置づけている。
地域制緑地	都市緑地保全法に基づく緑地保全地区、生産緑地法に基づく生産緑地地区、都市計画法に基づく風致地区などの法により定められた地域や都市緑地保全法に基づく緑地協定、その他条例等により緑地として扱えるもの。
地域包括ケアシステム	地域住民が高齢になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように医療、介護、福祉のみならず地域の多様な社会資本を本人が活用できるように様々な支援者が包括的・継続的に支援していくこと。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象。温暖化を防ぐ対策としては、各種の温室効果ガスの排出削減、太陽光等の再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスを吸収する森林の保護や植林などがある。
地区計画	市街地の良好な環境形成を図るため、ある一定の地区を単位に道路・公園等の都市基盤施設の配置や建築物のつくり方について、住民の意向をもとに、市町村が都市計画として定める制度。
中層住宅	3～5階建ての集合住宅。（一般的には、エレベーターを必要としない規模）
超少子高齢社会	合計特殊出生率2.07を下回る出生率が長期にわたり継続すると人口は減少し、人口高齢化が進展する。特に出生率が1.3を下回る水準は超低出生率ともよばれ、持続的な人口減少社会となる。

低層住宅	1、2階建ての住宅。3階建ても含める場合がある。
田園住居地域	「田園住居地域」とは、「都市緑地法等の一部を改正する法律」に基づき都市計画法に新たに追加された用途地域の類型であり、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域とされている。
東京の土地利用 平成24年多摩・島 しょ地域	平成24(2012)年度に東京都の多摩・島しょ地域を対象に実施した土地利用現況調査結果を取りまとめたもの。土地利用現況調査は、おおむね5年ごとに、都内の土地利用の現況について、調査・集計を実施。
道路台帳	道路の維持管理や財産管理のために必要な事項を、図面や調書にまとめたもの。
特定緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、東京都知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づく制度で、都市に残された緑地を都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、その地区内における建築行為等を制限し保全する制度。
都市基盤整備	都市において、生活の基盤となる道路、鉄道などの交通施設、公園・緑地、上下水道などの供給処理施設を整備すること。
都市拠点	生活や産業の基盤となり、幅広いサービスを提供できる広域的な中心性を備えた拠点として、公共公益機能や商業・サービス機能、文化芸術・交流機能等が集積する都市の中心。国立駅周辺を位置付けている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めたもの。 都市計画区域マスタープランとよばれる。
都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、都市計画に定められた道路。
都市計画法第18条の2	市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
都市公園	都市公園は、概ね街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園に区別され、現在26ヶ所で約15.44haが供用されています。そのうち都市計画決定されているものは21ヶ所あります。
都市農業	都市農業は、市街地及びその周辺で行われる農業で、新鮮な野菜等の供給といった役割のみならず、自然生態系の保全機能、災害時の避難場所、潤いのある景観、季節を感じさせる環境などの多面的な役割を果たしている。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、換地（土地の交換分合）と減歩（地権者からの用地の一部を提供）により、公共用地を生み出すことで道路、公園等の公共施設の改善と宅地の増進を図る事業。

ナ行

語 句	説 明
ナショナルトラスト	破壊されていく自然環境を住民が買い取ることによって保存していく制度。
ネットワーク	網状のつながり。構成要素が連結されている状況。

ハ行

語 句	説 明
花と緑のまちづくり協議会	国立市商工会、国立市観光まちづくり協会などの団体や、くにたち桜守などの市民緑化団体等呼びかけ、花と緑のまちづくりを市と市民が協働して取り組んでいく組織として、平成 25 (2013) 年度に発足した。
バリアフリー	高齢者やしょうがいしゃなどが社会生活を行う上での都市構造や建築物などの物理的障壁（バリア）を取り除くこと。物理的障壁だけでなく、精神的な障壁をなくすことも意図されている。
文教地区	東京都文教地区建築条例（昭和 25 年条例第 88 号）により、第一種文教地区と第二種文教地区に区分されている。 学校その他の教育文化施設及びこれと一体となった良好な住宅地の環境の形成や保護、良好な文教的環境の形成を図るため、建築できる用途に制限が加えられる。 平成 28 (2016) 年 4 月 1 日現在、文教地区の指定面積は第一種が 156.1ha、第二種が 115.2ha の合計 271.3ha であり、市域全体の約 33% を占める。
文教都市	一橋大学を核としたまちづくりが進められた国立市では、基本構想において都市像を「文教都市くにたち」と掲げている。
分流区域	下水の排除方法の一つである分流式下水道が布設された区域。雨水と汚水を別々の管渠で排除するため、水質汚濁防止の上で優れている。
壁面後退	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面を敷地境界線（道路境界線）から、後退して建築すること。
ポケットパーク	ベストポケットパーク（vest pocket park）の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。
保存樹林及び保存樹木	樹林地や樹木のうち、貴重なものやまちのシンボルとなるものを所有者の方の申出に基づき指定し、樹木保存の援助等を行う制度。

ヤ行

語 句	説 明
矢川	湧水を源にした南部地域を流れる水路。かつては農業と生活の水でもあった。
矢川上土地区画整理事業	富士見台四丁目の土地区画整理事業地で行われる事業の名称。
湧水	地下水が地中から地表、湖沼、海などに自然に流れ出る現象。崖線下に多く見られる。

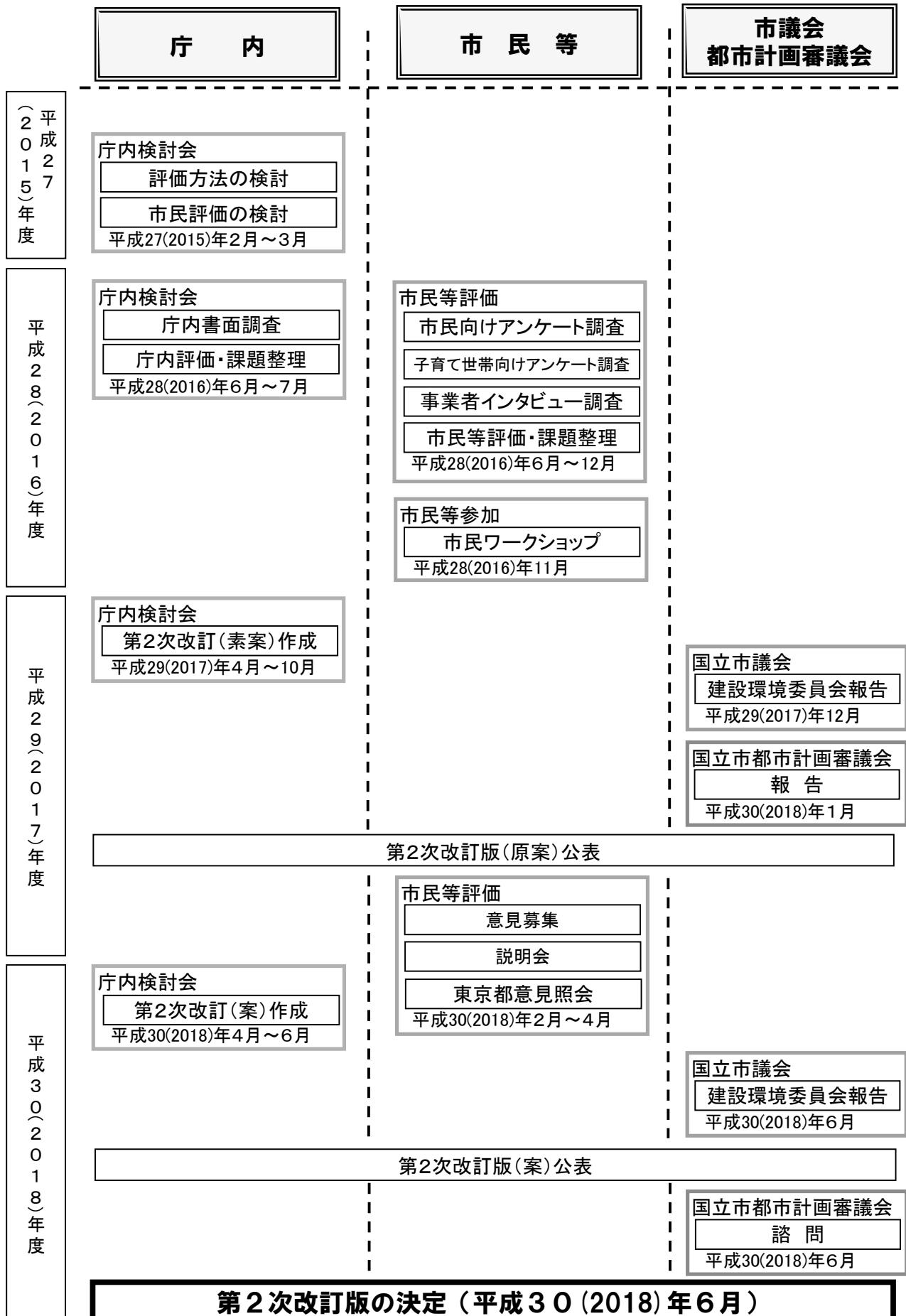
ユニバーサルデザイン	道具や空間をデザインするにあたって、しょうがいしゃのための特別なデザインを考案するのではなく、すべての人々にとって使いやすいデザインを考えること。
用途地域	土地利用の性格を明確にするとともに、建築物の用途、容積、形態を制限し、その地域の環境の管理と土地利用の誘導を図るために定める制度。現在、13種類に分けられている。

ラ行

語 句	説 明
歴史環境保全地域	歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産とあわせてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域を対象に東京都が指定。国立市では谷保の城山が昭和 50 (1975) 年 12 月に指定。

【第2次改訂時資料】

■ 国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版策定の経緯



1) 庁内書面調査

①調査対象者	都市計画マスタープランに掲げられている施策の所管課
②調査目的	必要な見直しを行うための基礎情報の収集等
③調査期間	平成28(2016)年6月16日～平成28(2016)年7月20日

2) 市民向けアンケート調査

①調査対象者	平成28(2016)年6月1日時点の住民基本台帳より無作為に抽出した20歳以上の市民2,118人(実質発送数2,106)
②調査方法	郵送配布・郵送回収
③調査期間	平成28(2016)年6月21日～平成28(2016)年7月22日
④回収結果	回収数:881 回収率:41.8%

3) 子育て世帯向けアンケート調査

①調査対象者	市立小学校に通う第5・第6学年の児童をもつ保護者998人
②調査方法	各学校を通じて児童に調査票を直接配布・回収
③調査期間	平成28(2016)年6月30日～平成28(2016)年7月15日
④回収結果	回収数:499件 回収率:50.0%

4) 事業者インタビュー調査

①調査対象者	対象事業者の選定にあたっては、現在のまちなみや、まちづくりの現況などにより身近に接している事業者や、国立市域外にも支店等の事業地があり、より広域的な視点からの意見が期待できる等の観点から抽出した。
②調査方法	インタビュー形式による聞き取りをおこなう。
③実施期間	平成28(2016)年8月22日(月)～平成28(2016)年12月7日(水)
④実施事業者	9事業者 (1) 地域特性にあわせた土地利用(まちづくり全般) ・金融機関(地域) (2) 水と緑と生き物を大切にするまちづくり(自然環境) ・関連団体 (3) 安心して豊かに暮らせるまちづくり(地域コミュニティ) ・大手不動産業者 (4) 地域を活性化する産業振興(産業振興) ・(インター周辺)事業者 ・(企業誘致指定企業)事業者 ・(都市農業)

<p>(5) 安全で快適なみちづくり (道路整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー業者 <p>(6) 美しい景観を大切にすまちづくり (景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連団体 <p>(7) 安全に暮らせる災害に強いまちづくり (防災・防犯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連団体
--

5) 市民ワークショップ

①開催日時	第1回：平成28(2016)年11月12日(土)10時00分～12時30分 第2回：平成28(2016)年11月26日(土)10時00分～12時00分
②開催場所	国立市役所3階 第1会議室
③参加者数	市民：17人
④成果	「市への提案」平成29(2017)年1月

6) パブリックコメント

①募集期間	平成30(2018)年2月5日(月)～平成30(2018)年2月26日(月)
②周知方法	市報平成30(2018)年2月5日号、市ホームページ及びtwitter
③結果概要	意見提出件数：4件(4人)

7) 説明会

	日時	場所	出席者
第1回	平成30(2018)年2月7日(水) 午後7時00分から	公民館 (地下ホール)	2名
第2回	平成30(2018)年2月8日(木) 午後7時00分から	南市民プラザ (多目的ホール)	4名
第3回	平成30(2018)年2月10日(土) 午前10時00分から	市役所 (3階第3会議室)	7名

8) 広報

市報に掲載	
平成30(2018)年2月5日号	都市計画マスタープラン第2次改訂の原案に対する 意見募集および説明会の開催
平成30(2018)年8月5日号	都市計画マスタープラン第2次改訂版の完成
市ホームページに掲載	
平成29(2017)年12月	都市計画マスタープラン2回目の改訂に取り組んでいます

平成 30 (2018) 年 1 月	都市計画マスタープラン第 2 次改訂原案の説明会の開催 について
平成 30 (2018) 年 2 月	都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案) に対する ご意見募集
平成 30 (2018) 年 2 月	都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案) について
平成 30 (2018) 年 4 月	都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案) に対する パブリックコメントの実施結果
平成 30 (2018) 年 6 月	都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (案) について
平成 30 (2018) 年 6 月	都市計画マスタープラン第 2 次改訂版が策定されました

9) 資料

公開した資料

- ①市民向けアンケート調査 結果報告書
(平成 29 (2017) 年 4 月)
- ②子育て世帯向けアンケート調査結果報告書
(平成 29 (2017) 年 4 月)
- ③市への提案
(平成 29 (2017) 年 1 月)
- ④都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案)
(平成 30 (2018) 年 1 月)
- ⑤都市計画マスタープラン第 2 次改訂版原案 概要版
(平成 30 (2018) 年 1 月)
- ⑥都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案) 新旧対照表
(平成 30 (2018) 年 1 月)
- ⑦都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案) に対するパブリックコメントの
実施結果
(平成 30 (2018) 年 4 月)
- ⑧パブリックコメントのご意見と市の考え方
(平成 30 (2018) 年 4 月)
- ⑨都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (案)
(平成 30 (2018) 年 6 月)
- ⑩都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (原案) に係る意見等対応表
(平成 30 (2018) 年 6 月)
- ⑪国立市都市計画マスタープラン第 2 次改訂版 (案) について
(平成 30 (2018) 年 6 月)

■ 国立市都市計画マスタープラン改訂庁内検討会設置要綱

平成28年2月18日訓令第4号

(設 置)

第 1 条 国立市都市計画マスタープランの改訂に伴う評価等について調査検討するため、国立市都市計画マスタープラン改訂庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 国立市都市計画マスタープランの評価に関する事項
- (2) 国立市都市計画マスタープランの評価後の見直しに関する事項

(組 織)

第 3 条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備部参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる課長及び課長相当職にある者をもって充てる。

- (1) 政策経営部政策経営課長
- (2) 行政管理部防災安全課長
- (3) 健康福祉部福祉総務課長
- (4) 子ども家庭部児童青少年課長
- (5) 生活環境部まちの振興課長
- (6) 生活環境部環境政策課長
- (7) 都市整備部道路交通課長
- (8) 都市整備部工事担当課長
- (9) 都市整備部下水道課長
- (10) 都市整備部国立駅周辺整備課長
- (11) 都市整備部富士見台地域まちづくり担当課長
- (12) 都市整備部南部地域まちづくり課長
- (13) 都市整備部都市農業振興担当課長
- (14) 教育委員会生涯学習課長

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、第2条の結果を市長に報告するまでの間とする。

(委 員 長)

第 5 条 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 7 条 検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 28 年 2 月 18 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 4 月 25 日訓令第 36 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 6 月 30 日訓令第 55 号)

この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

■国立市都市計画マスタープラン改訂庁内検討会 開催経過

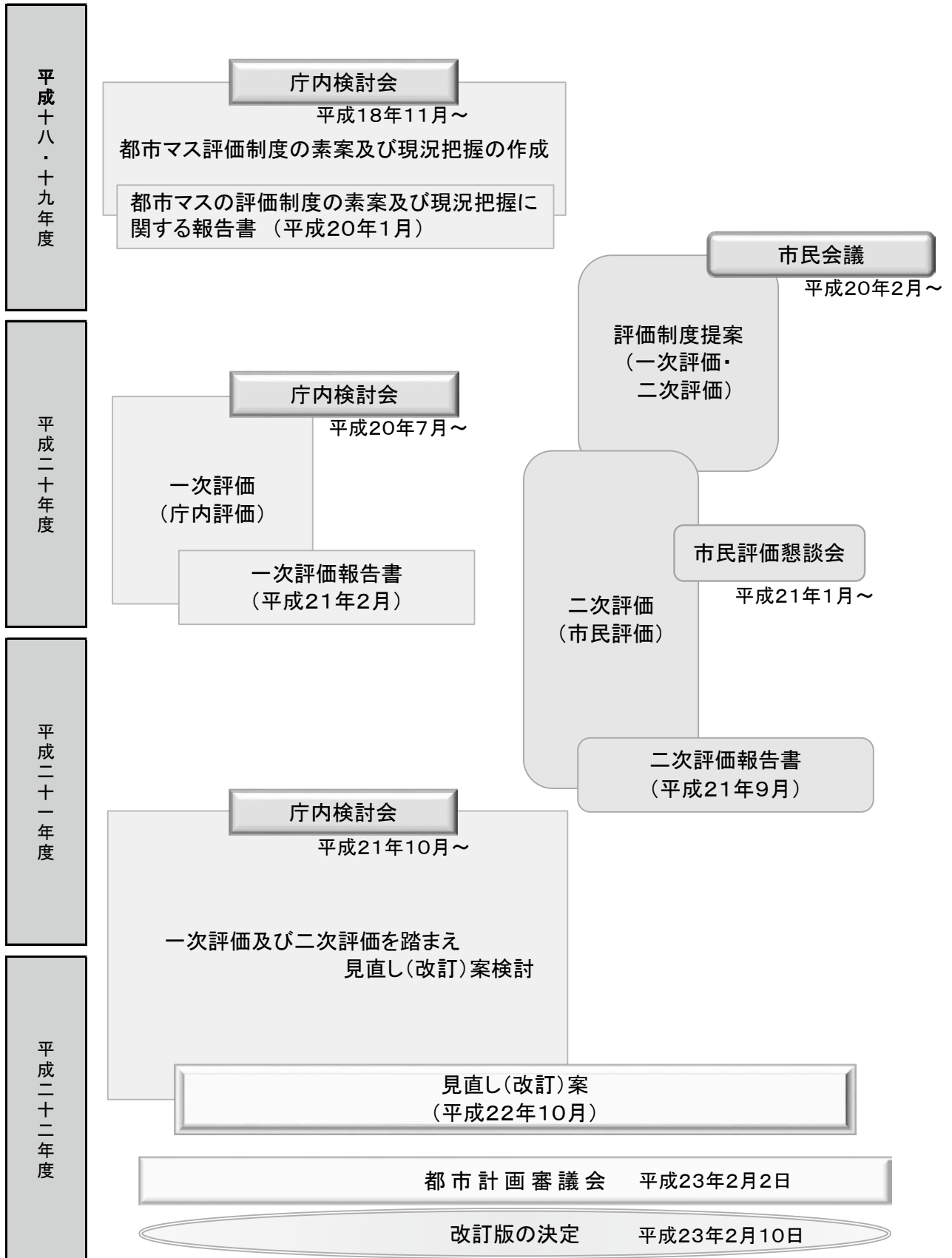
No.	開催日	議 題
1	平成 28 (2016) 年 2月 22 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市都市計画マスタープラン改訂について ・現在の取り組み状況 ・今後のスケジュール
2	平成 28 (2016) 年 5月 25 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査報告書について ・庁内書面調査について ・市民・ファミリー世帯向けアンケート調査について
3	平成 28 (2016) 年 7月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者インタビュー調査について
4	平成 29 (2017) 年 3月 16 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けアンケート調査結果報告について ・子育て世帯向けアンケート調査結果報告について ・事業者インタビュー調査実施報告について ・市民ワークショップ実施報告について
5	平成 29 (2017) 年 4月 20 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案(案) (序章～2章) について
6	平成 29 (2017) 年 5月 11 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案(案) (3章(テーマ1～4)) について ・庁内書面調査結果報告(テーマ別)について
7	平成 29 (2017) 年 5月 25 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案(案) (3章(テーマ5～7)) について
8	平成 29 (2017) 年 6月 9 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案(案) (4章(地域別:北、東・中・西、富士見台)) について ・庁内書面調査結果報告(地域別)について
9	平成 29 (2017) 年 7月 3 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案(案) (4章(地域別:南部)、5章) について
10	平成 29 (2017) 年 7月 28 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案について
11	平成 29 (2017) 年 10月 30 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン第2次改訂素案について
12	平成 30 (2018) 年 4月 10 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版原案に係る 意見の反映等について

■国立市都市計画審議会 開催経過

No.	回	開催日	議 題 等
1	第 36 回	平成 30 (2018) 年 1月 16 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案 について (報告事項)
2	第 37 回	平成 30 (2018) 年 6月 27 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市都市計画マスタープランの第2次改訂版案 について (諮問)

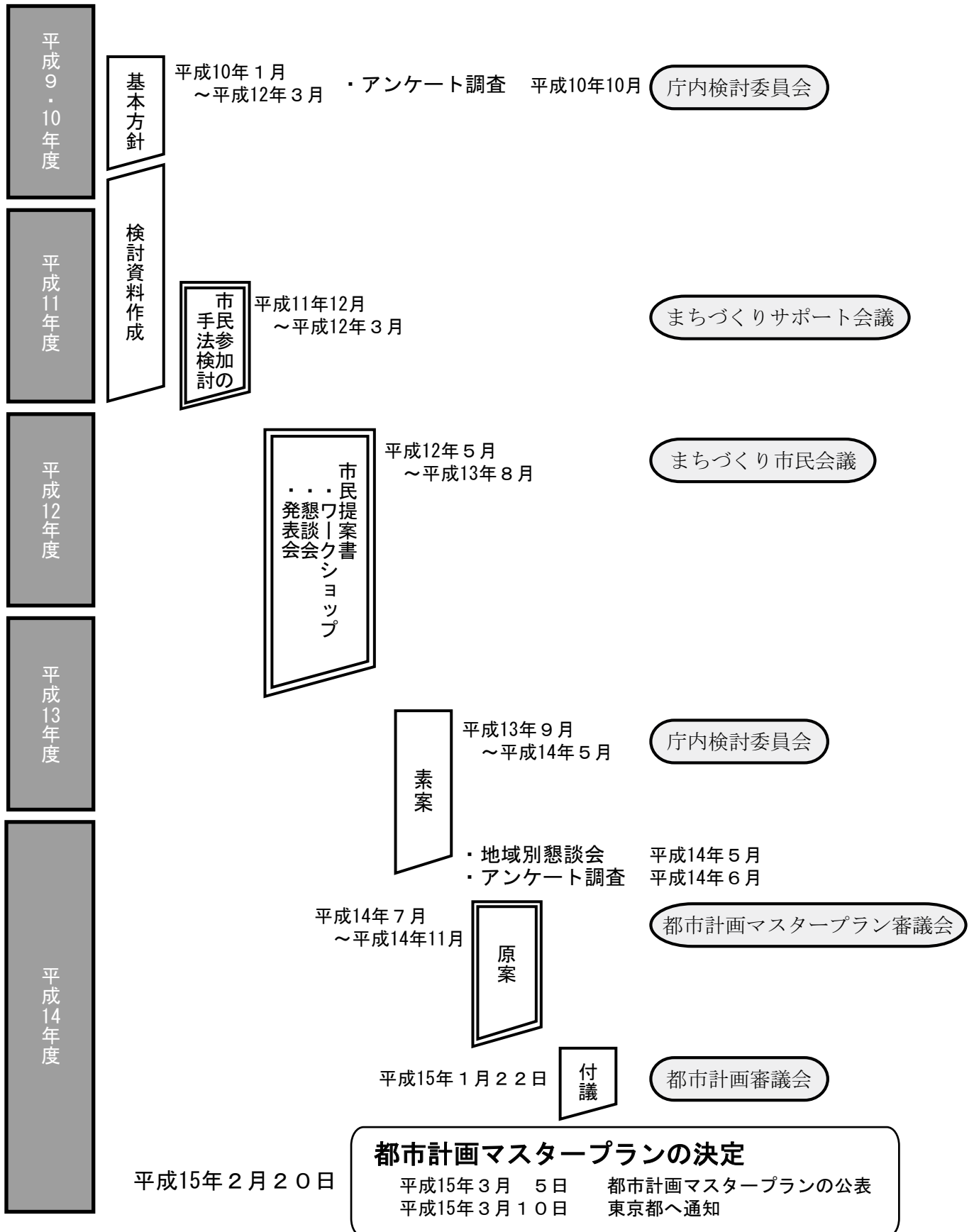
【改訂時資料】(平成23年2月)

■ 国立市都市計画マスタープラン改訂版策定の経緯



【策定時資料】(平成15年2月)

■ 国立市都市計画マスタープラン策定の経緯



許諾関係

地形図 「この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである
（MMT 利許第 27025 号 -19）」

都市施設情報（道路）「（承認番号）27 都市基街都第 226 号、平成 27 年 12 月 28 日」

都市施設情報（鉄道）「（承認番号）27 都市基交第 562 号、平成 28 年 1 月 4 日」

国立市都市計画マスタープラン 第 2 次改訂版

平成 15（2003）年 3 月発行

平成 23（2011）年 2 月改訂

平成 30（2018）年 6 月改訂

発 行 国立市 〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1
電話 042-576-2111（代）

編 集 国立市都市整備部都市計画課

印 刷 研究出版株式会社



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

